

自転車指導啓発重点地区及び路線(春日警察署)

令和4年3月



【重点地区】①
御笠川地区

➤ **選定理由**

- ・ 国道3号の沿線に所在するエリアで、自転車関連事故の発生が多発(※特に「◎御笠川四丁目北交差点」付近)

【重点地区】②
錦町・春日原・東町地区

➤ **選定理由**

- ・ 西鉄春日原駅近辺であり、通勤・通学での**自転車利用者**が多く、**自転車関連事故が多発傾向**

【重点路線】③
県道31号(光町交差点～須玖北交差点)

➤ **選定理由**

- ・ 自転車利用者が多く、自転車関連事故が多発傾向(右側通行や歩道における歩行者の妨害等に対する指導取締り要望が多い)

①～③の地区及び路線で、よく見られる**自転車利用者の違反形態**

- **歩道で徐行や一時停止をしない**
- **無灯火**
- **右側通行**

★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう!★

1 歩道は、歩行者優先!

自転車が行き通れる歩道でも、**車道寄り**をすぐに止まれる**スピード**で走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は**一時停止**をしましょう。

2 夜間は自分の身を守るためにも**ライト**をつけましょう!

自転車のライトはつきますか? 反射器材は汚れていませんか? 自転車に乗る前に、**しっかり点検**をしましょう!

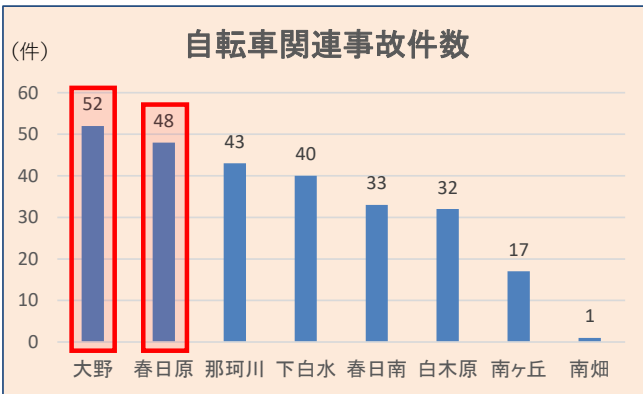
3 車道は**左側**を通行

自転車は、**車道の左側**(車両通行帯のない道路では**左側端**)を通行しなければなりません。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



交番・駐在所別自転車に関する交通事故の発生状況(令和3年中)



大野交番・春日原交番管内は特に注意

➤ 交番・駐在所別の交通事故発生状況等は、左のグラフのとおりです。
前記重点地区を管轄する大野交番・春日原交番管内では、自転車関連事故が多発しています。

大野 春日原 自転車関連事故が多発傾向